



苑たより

(つつじが丘苑利用者)

令和2年2月号
統合版第107号

綜成苑・綜愛苑・つつじが丘苑・T-JOB 苑たより



つわぶき会カレンダー

2020年2月から

http://www.tuwabuki.jp/01_02_tayori_sosei.html

梅のつぼみもふくらみ始め、春の陽気が待ち遠しい今日この頃となりましたが、この時期は空気も乾燥し、風邪も引きやすくなります。

苑内では、インフルエンザに感染した人は少数で、流行することもなく過ごせています。

今後とも利用者さんの体調には十分気をつけて支援を行ってまいります。

保護者の皆さま方も、健康に留意されてお元気でお過ごし下さい。

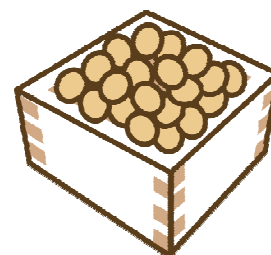


2月の行事予定

- ☆3日（月） 節分豆まき（綜成苑・綜愛苑）
東大阪大実習生受入れ（綜成苑）
- ☆7日（金） もちつき大会（つつじが丘苑）
- ☆25日（火） 信愛女子短期大学保育科実習生受入れ（綜成苑・綜愛苑）

前月の主なできごと

- ★ 4日（土） 安全祈願初詣・年始会
- ★ 6日（月） 仕事始め
- ★ 10日（金） つわぶき会・哲人会 法人理事会・評議員会



職員の新規採用がありましたのでお知らせします。

村上 智光	綜愛苑更生部生活支援班生活支援員（正職員）	1月1日 採用
松下 真生子	綜成苑更生部生活支援班生活支援員（パート）	1月1日 採用
森 美喜	綜成苑更生部生活支援班生活支援員（パート）	1月1日 採用
本田 令司	綜成苑更生部生活支援班生活支援員（正職員）	1月27日採用
上杉 幸	綜成苑授産部通所支援班生活支援員（パート）	1月27日採用
岸 眞佐子	つつじが丘苑就労継続B班生活支援員（パート）	2月1日 採用



支援員室だより

【 綜成苑 更生部 】

1月15日に「鏡開き」を行いました。

鏡開きは、とても歴史の古いお正月の伝統行事で、旧年の無事を神様に感謝しながら、神様にそなえた鏡餅をお下がりとしていただく儀式です。

2020年の健康や幸せを祈ってみんなでお餅を頂きました！

今年もぜんざいを作り、みなさん美味しいと喜んで食べてくれました。

今年も元気いっぱいにご過ごしたいと思います。



1月1日に射箭頭八幡神社に初詣に行ってきました。

今年も楽しく元気に過ごせますようにと祈願してきました。

年賀状を作成しました。

皆さんそれぞれに思いを込めて、一生懸命書きました。



(綜成苑 更生部 生活支援員 宮本昌樹・栗栖朋加)

【 綜愛苑 更生部 】

2020年の書き初めを行いました。

皆さん字を書く時はすごく集中されていて、書き終わるととても良い笑顔を見せてくれました！



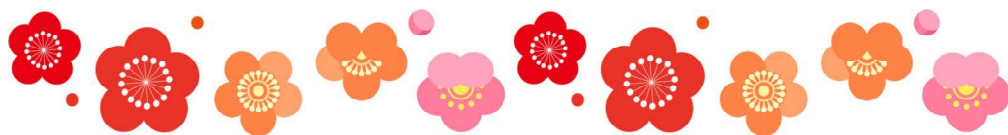
1月14日に調理実習を行い、ぜんざいを作りました。

作る時もとても楽しそうに取り組んでくれており、出来上がったぜんざいは皆で美味しく頂きました！



(綜愛苑 更生部 生活支援員 吉野綾人)

【 綜成苑 授産部 】



1月25日、授産部（就労継続班・介護班）全員で、日前宮に初詣に行ってきました。天候にも恵まれ、少し寒さはありませんでしたが、歩けば丁度良い気候で、参加された方々は楽しそうに神社を歩き、各自、願い事をお願いしてきました。



☆みなさまの願い事がかなう年になればいいですね（^-^）☆



（綜成苑 授産部 主任生活支援員 出口真一）

【 きらめき 】

昨年12月24、25日と恒例のクリスマス会を行いました。みんな朝からソワソワしながらサンタさんを待っています。手品や“パブリカ”ダンスのあと、サンタさんから一人ひとりに手渡しでプレゼントをもらって嬉しそう(^_^)。「来年もきっと来てくださいね」とみなさんの心の声がきこえてきました。年明けには初詣、書初め会を行い今年も楽しくなりそうな予感！！



【 つつじが丘苑 】



12月28日、つつじが丘苑の忘年会を竹屋で行い、皆で一年間を振り返り、ワイワイと楽しく話をしながら、焼き肉やしゃぶしゃぶをお腹一杯食べてきました。

「令和2年も頑張るぞー！！！」



(つつじが丘苑 副主任生活支援員 山瀬裕一)

【 T-JOB 】

■企業での実習や見学で就労へのイメージを高めています。

「自分らしく働き続ける」ための支援を行っています。自分たちの就労のイメージを高めるために、社会にある企業での職業体験や実際の働いている現場を見せていただき、また実際に働かれている方々からのお話を聞き、就労への意欲や興味を高めています。

今月は、和歌山市内にある介護老人保健施設での清掃や介護補助の現場や NPO 法人虹心の会 ベストワーク（就労継続 A 型）での施設の清掃作業、宮脇書店和歌山店での書籍の整理や販売に関する仕事について、見学及び職業体験を実施させていただきました。参加された利用者さんからは「一度実習してみたい」「こんな仕事自分にあっているかも」といった意見を伝えてくれています。利用者さんの「自分らしく働き続ける」ことを叶えていくためにもこのような機会を続けていきます。



■生活の幅を広げるためのプログラムを実施しています。

生活にもっと関心をもっていただこうと、衣食住に関するプログラムを実施しています。今回は調理実習を行いました。利用者主体で献立を考えていただき「豚丼、みそ汁」を作りました。調理工程を利用者さんが分担しながら行い、調理や食べることの楽しみを感じることができました。



(T-JOB サービス管理責任者 石関 良充)

【 つわぶき相談支援事業所 】

家族信託について

「家族信託」は、高齢者が認知症などによって判断能力が低下した後、財産の管理を信頼できる家族に託すことができるうえ、財産の引き継ぎ先を指定しておくことができます。このしくみを活用すると、「障害のある子どもの親なき後問題」を解決することも可能になります。

例えば、父親が他界して、実家に住んでいる母親（70歳）と実家近くの施設に入居して、土日には実家で過ごしている知的障害のある次女（42歳）がいるとします。長女（45歳）と長男（40歳）は結婚して実家をでています。長女は、実家の近くに住んでいて、夫や子どもとともに、母親や次女のことを何かと気にかけてくれています。長男は、実家から車で2時間程度かかるところに住んでいて、仕事が忙しいとのことで、ほとんど実家に顔をだすことはありません。母親は、自分が亡くなった後は、実家や預貯金などの財産をすべて、障害のある次女のために役立ててあげたいと考えています。しかし、次女自身で財産の管理を行うことはできません。そして、次女が亡くなった後は、次女の面倒を看てくれる長女や長女の家族に遺してあげたいと考えています。また、母親が認知症などにより、生前の財産管理ができなくなった時の不安もあります。

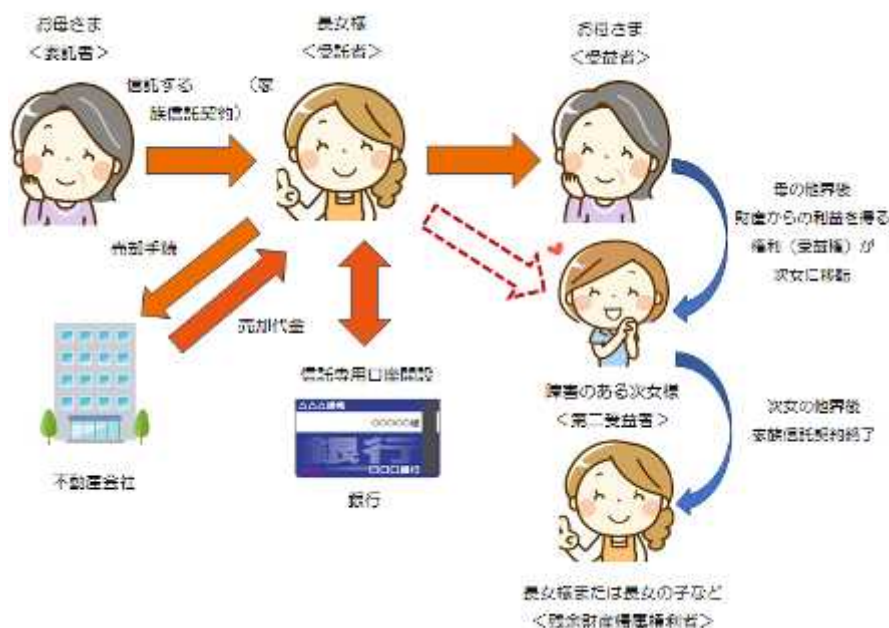
このような場合、母親が持つ実家や預貯金の一部を家族信託契約で、長女に管理してもらう契約を結びます。法律的な用語でいうと、

母親は、財産の管理を託す「委託者」、長女は、財産の管理を託される「受託者」です。さらに、母親は、財産からの利益を得る権利を持つ「受益者」とします。そして、母親が亡くなった後財産からの利益を得る権利を持つ「第二受益者」を次女とします。次女が亡くなった後は、信託契約を終了して長女（長女が死亡している場合は、長女の子など）が、残った財産を受け取ることに指定しておきます。

このような家族信託を組めば、母親が認知症などにより判断能力が低下した後の財産管理や母親が亡くなった後の次女のための財産管理まで、長女が行うことができます。

このように、家族信託は、ご家族の状況にあわせて、希望や想いを叶えるために、オーダーメイドな仕組みをつくるのが可能です。

少し詳しい話をご希望される方はつわぶき相談支援事業所の熊井までご連絡をください。専門家の方をご紹介させていただきます。



長女様がお母さまのためにご自宅やご預金を管理し、お母さまが他界した後は、次女様のために管理します。

長女様にご自宅の売却手続きや

お母さまや次女様に代わって預金を引き出せます！

◆次女様の生活資金などの支払に充てることができます

信託専用口座とは・・・信託契約に基づいて金融機関にて開設する預金口座です。お母さまや次女様のご預金を信託専用口座内で管理することができます。

(つわぶき相談支援事業所 係長相談支援員 熊井利将)